

施設管理者・事業所責任者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の理由により  
自主的に休業する場合の報告について【通所系・短期入所】(依頼)

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について(通知)」(令和 2 年 4 月 8 日付健障サ第 245 号)でお伝えしたように、感染拡大防止の取組を実施しながら円滑なサービス提供をお願いしているところです。

神奈川県は「新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について」(令和 2 年 4 月 8 日付事務連絡 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課)のとおり、事業の継続を要請しているところです。

しかしながら、感染拡大防止等の理由により、施設管理者・事業所責任者のご判断でやむを得ず自主的に休業される場合には、本市として各施設・事業所の状況を迅速に把握し、あわせて国へ報告する必要があります。

つきましては、本市へのご報告については以下のとおりお願いいたします。

1 適用期間

令和 2 年 4 月 7 日から令和 2 年 5 月 6 日まで

※ 「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(令和 2 年 4 月 7 日付 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)」の措置を実施する期間と同様です。

2 対象サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型、自立訓練(生活訓練(宿泊型も含む))、自立訓練(機能訓練)、短期入所、地域活動支援センター地域作業所型(身体・知的・精神)

3 報告の方法

担当部署への電話連絡 及び 電子申請システムへの入力 を併せてお願いします。



4 横浜市電子申請システム

「感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告」

※ 次のアドレスもしくは二次元コードからアクセスしてください。

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1586340579771>

5 その他

上記 1 の適用期間開始日から本通知までの間に、既に担当部署へ電話連絡をいただいた施設・事業所におきましても、大変お手数ですが、電子申請システムでの入力をお願いします。

## 6 参考資料

新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について（令和2年4月8日付事務連絡 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課）

### 【担当部署】

<日中活動系サービス（通所）>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3607

<短期入所>

<地域活動支援センター作業所型>

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係 電話 671-3821

